

八十二クイックカード規定

1. (カードの利用)

八十二クイックカード（以下「カード」という。）は、次の場合に利用することができます。

- (1) 当行および当行がオンライン自動預金入金支払機の共同利用による現金入金支払業務ならびに他行カード振込業務を提携した金融機関（以下「提携銀行」という。）の自動預金入金支払機（以下「預金機」という。）を使用して普通預金（総合口座取引の普通預金を含む。以下同じ。）または貯蓄預金（以下これらを「預金」という。）に預入れる場合。
- (2) 当行および提携銀行の現金自動支払機（自動預金入金支払機を含む。以下「支払機」という。）を使用して預金を払戻す場合。
- (3) 当行所定の預金機を使用して預金の払戻金額を他の預金等に振替える場合。
- (4) 当行および提携銀行所定の振込機能付自動預金入金支払機（以下「振込機」という。）を使用して、預金の払戻金額を振込む場合。
- (5) その他当行所定の取引をする場合。

2. (預金機による預金の預入れ)

- (1) 預金機を使用して預金を預入れるときは、預金機にカード（または通帳）を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当行または提携銀行が定めた種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたり現金の預入れは、各銀行が定めた枚数による金額の範囲内とします。

3. (支払機による預金の払戻し)

- (1) 支払機を使用して預金を払戻すときは、支払機にカード（またはカードおよび通帳）を挿入し、届出の暗証と金額をボタン等により操作してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 当行および提携銀行の支払機を使用して預金を払戻す場合、1回あたりの払戻しは、各銀行が定めた金額の範囲内とします。
- (3) 当行および提携銀行の支払機を使用して払戻す場合、1日あたりの払戻しは、当行が定めた金額の範囲内とします。なお、この金額は当行所定の方法により、所定の範囲内で変更することができます。
- (4) 支払機により払戻す場合に、払戻金額と第7条第1項および第2項の手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）を超えるときはその払戻しはできません。
- (5) 当行は、次の場合には支払機による1日あたりの払戻しの限度額を予告なく30万円に制限します。利用制限を解除する場合は、当行所定の方法により申し出てください。なお、次の場合に該当するかの判定は、毎年1回4月に直前の3月31日現在の取

引等をもとに行います。

- ① 支払機による1日あたり30万円以上の現金支払が2年以上ないまま70歳に達した場合
- ② 支払機による1日あたり30万円以上の現金支払がない期間が2年に達した時点で70歳以上の場合

4. (預金機による振替え)

- (1) 預金機を使用して払戻金額を他の預金等に振替える（以下「振替え」という。）ときは、預金機にカードおよび振替先口座の通帳を挿入し届出の暗証と振替金額等を画面表示の操作手順に従ってボタン等により操作してください。この場合、払戻口座の通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 預金機により振替えるとき、1回あたりの振替金額および使用できる通帳の種類等は、当行が定めた範囲内とします。

5. (振込機による振込み)

- (1) 振込機を使用して払戻金額を振込む（以下「振込み」という。）ときは、振込機にカードを挿入し、届出の暗証と振込金額等を画面表示の操作手順に従ってボタン等により操作してください。この場合、払戻口座の通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 当行および提携銀行の振込機により振込む場合、1回あたりの振込金額は各銀行所定の範囲内とします。
- (3) 当行および提携銀行の振込機により振込む場合、1日あたりの振込金額は当行が定めた金額の範囲内とします。なお、この金額は当行所定の方法により、所定の範囲内で変更することができます。
- (4) 振込機により振込む場合に、払戻金額と第7条の第1項から第3項の手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）を超えるときは振込むことができません。
- (5) 当行は、次の場合には振込機による振込みの利用を予告なく停止します。利用停止を解除する場合は、当行所定の方法により申し出てください。
 - ① 振込機による振込みの利用が2年以上ないまま70歳に達した場合
 - ② 振込機による振込みの利用がない期間が2年に達した時点で70歳以上の場合

6. (各種サービスの新規申込および契約)

- (1) 預金機を使用して当行所定の各種サービスの申込を行うときは、預金機の画面表示の操作手順に従って、預金機にカードを挿入し、届出の暗証とその他所定の事項をボタン等により操作してください。
- (2) 預金機で取扱うことのできる各種サービスの内容については、預金機の画面等に表示します。

7. (手数料)

- (1) 当行の支払機を使用して預金を払戻す場合は、当行が特に定めた時間帯に限り、所定の手数料を支払ってください。この手数料は、預金の払戻し時に通帳および払戻請求書なしで預金口座から自動的に引落します。
- (2) 提携銀行の支払機を使用して預金を払戻す場合、提携銀行の預金機を使用して預金を預入れる場合および提携銀行の振込機を使用して預金の払戻金額を振込む場合に、提携銀行が所定の手数料を定めているときは、提携銀行に対し手数料を支払ってください。

この手数料は、預金の預入れまたは払戻し時に通帳および払戻請求書なしで預金口座から引落しのうえ、当行から提携銀行に支払います。

- (3) 法令の定めにより、支払機を使用した元金1万円以下の貸越取引における支払機の利用手数料の上限は、100円（税別）となります。上限超過分を当行が負担するため、支払機発行の利用明細の手数料表示より、実際の引落とし金額が少なくなる場合があります。
- (4) 振込機を使用して振込む場合は、当行所定の振込手数料を支払ってください。この振込手数料は、預金の払戻し時に通帳および払戻請求書なしで払戻口座から自動的に引落します。
- (5) 当行および提携銀行の支払機を使用して貯蓄預金40万円型を払戻す場合（第11条第1項により当行本支店の窓口でカードにより貯蓄預金40万円型を払戻す場合を含む。）、当該貯蓄預金40万円型の払戻し（通帳および払戻請求書の提出による払戻しを含む。）が毎月1日から月末日までの1か月間に5回を超えるときは、その回数を超えるそれぞれの払戻しについて、貯蓄預金規定に定める払戻回数超過手数料を支払ってください。

この手数料は、当行所定の日に通帳および払戻請求書なしで預金口座から自動的に引落します。

8. （代理人による預金の預入れおよび払戻し）

- (1) 代理人（同居または生計を共にする成人親族に限ります。）による預金の預入れおよび払戻し（振替えまたは振込みのための払戻しを含む。）をする場合は、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人のカード利用についても、この規定を適用します。

9. （預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い）

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカード（または通帳）により預金を預入れることができます。
- (2) 停電、故障等により支払機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより預金を払戻すことができます。なお、提携銀行の窓口では、この取扱

いはしません。

- (3) 停電、故障等により預金機による振替えまたは振込機による振込みができないときは、前項により当行本支店の窓口でカードにより預金を払戻したうえ、窓口で、当行所定の手続により振替えまたは振込みを行ってください。
- (4) 第2項による払戻しを受ける場合には、当行所定の払戻請求書に氏名および金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。

10. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額(振替えまたは振込みのため払戻した金額を含む。)および手数料金額の通帳記入は、通帳を当行の預金機で使用されたときまたは当行本支店の窓口に出されたときに行います。

11. (カード・暗証の管理等)

- (1) 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、当行所定の方法により使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。なお、カードの暗証は当行所定のサービスにおいて使用することがあります。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。
- (4) 当行にカードが拾得物として届出があった場合は、直ちにカードによる預金の払戻し停止措置を講じます。当該カードは、裁断処分する場合があります。

12. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

13. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。
- ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
 - C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

14. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

15. (カードの再発行等)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
 - (2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。
- なお、本件カードの再発行手数料について本人の同意を得たうえで、カードの再発

行手続時に通帳および預金払戻請求書の提出なしで、カードを再発行する口座から引落すことができるものとします。

16. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については当行は責任を負いません。なお、提携銀行の支払機・振込機を使用した場合の提携銀行の責任についても同様とします。

17. (解約等、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、カードを当行に返却してください。なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当行に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 第18条に定める規定に違反した場合
 - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合
- (4) 当行所定の回数を超えてカードの暗証を誤って入力した場合は利用できません。

18. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することは、できません。

19. (規定の運用)

この規定に定めのない事項については、次の当行規定により取扱います。

普通預金規定	定期預金規程	振込明細帳利用規定
総合口座取引規定	リレーつみたて定期預金規定	振込規定
貯蓄預金規定	クイックローンカード規定	
当座勘定規定		

20. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上